石油ガス税法施行令の一部を改正する政令要綱

１　輸出免税の適用のため、課税石油ガスが輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを税関長が証明した書類等に基づき帳簿に記載する際の当該書類等について、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。（第５条関係）

２　この政令は、令和４年４月１日から施行することとする。（附則第１項関係）